

紀北町監査第 94-3 号
令和 3 年 11 月 30 日

紀北町議会議長 瀧本 攻 様

紀北町長 尾上 壽一 様

紀北町教育長 中井 克佳 様

紀北町監査委員 松 永 剛

同 奥 村 仁

定期監査の結果報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項及び第 4 項の規定により、令和 3 年 11 月 9 日から令和 3 年 11 月 18 日までに実施した監査について、同条第 9 項の規定に基づきその監査結果を報告します。

1 監査の種類

定期監査（紀北町監査基準に準拠）

2 監査の対象

令和2年10月から令和3年9月の間の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理、予算の執行及び財産の管理

（共通事項）

- ・各部署の分掌事務等を調査把握したうえで検証が必要と考えられる主要事業並びにそれに関する書類等。

（関係課）

- ・「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に基づき、当該対象となる事務事業。

3 監査の実施箇所及び実施年月日

監査期間 令和3年11月9日～令和3年11月18日

| 監査の期日 | 監査の対象 | 監査の実施場所 | 監査の範囲 |
|----------------|----------|---------|---|
| 令和3年 11月9日 | 建設課 | 第1委員会室 | 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行 |
| | 財政課 | | |
| | 企画課 | | |
| | 農林水産課 | | |
| 令和3年 11月12日 | 福祉保健課 | 第1委員会室 | 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行 |
| | 老人ホーム赤羽寮 | | |
| | 危機管理課 | | |
| | 住民課 | | |
| | 生涯学習課 | | |
| 令和3年 11月16日 | 水道課 | 202会議室 | 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行 |
| | 税務課 | | |
| | 環境管理課 | | |
| | クリーンセンター | 現地 | 現地視察 |
| 令和3年 11月18日 | 総務課 | 第1委員会室 | 令和2年10月1日から令和3年9月30日までに執行された財務及び経営に関する事務の執行 |
| | 学校教育課 | | |
| | 商工観光課 | | |
| | 議会事務局 | | |

| | | | |
|--|-----|--|--|
| | 出納室 | | |
|--|-----|--|--|

4 監査の着眼点

紀北町監査基準に掲げる監査等の目的及び実施計画に定める着眼点とした。

5 監査の実施内容

資料要求により担当部署から提出された監査資料及び関係諸証拠書類等の照合、分掌事務・過年度の主要事業の決算・現年度の主要事業の予算現額についての説明及び現場の視察による成否の確認をしたうえで、指摘その他の方法によって弁明又は見解を聴取し、事実の性質、内容を究明したうえで異常の有無を確かめたもの。

6 監査の結果

(1) 予算及び事務事業の執行は、その目的に沿って適正に処理されており、おおむね良好と認められる。

なお、監査の際に見受けられた事務処理上留意すべき軽微な指摘事項については、担当職員に対して改善又は検討を要望した。

(2) 「税及び公共料金等の未納者対策とその成果」に関する事務を所掌する担当各課については次のとおり評価するので善処されたい。また、未納・滞納者対策では料金負担の公平性を確保するため、私債権に関する例規の整備を検討されたい。

【水道課】

水道料金の収納率については、現年度が99%台の高水準を維持しており、非常に評価ができる。窓口対応業務や納付相談時の滞納者の納付意識向上の指導が実を結んでいることがうかがえる。一方で、過年度滞納分の回収は困難が伴っており、新たな滞納を発生させないため、引き続き納付指導の徹底と、滞納者に対するチェック体制の強化に取り組んでいただきたい。

【建設課】

住宅使用料は令和2年度現年徴収率が99%台となり、新たな滞納者を出さない努力が伺える。一方、滞納者の中には退去者も含まれているなど、困難なものも多くあると思われるが、納付相談や催告を今後も継続し、滞納額の増加を招かないよう、計画的な回収に努めていただきたい。

【住民課】

国民健康保険料における令和2年度現年の収納率は97.34%と前年度対比0.81ポイント上昇し、目標値に達している。過年度を合わせた全体の収納率も年々上昇していることから、継続した取り組みの成果が出ていると思われる。本年度よりコンビニ納付を導入し、実績も出ていることから、利便性の向上に引き続き取り組まれない。

【福祉保健課】

災害援護資金については、貸付から15年以上が経過し、困難なものもあると思うが、納付相談を継続し、計画的な回収に努めていただきたい。また、保育料については、現年度の収入未済額が発生していないため、引き続き保育園との連絡を密にしながら確実な徴収に努めていただきたい。

【税務課】

町税全体の収納率としては95.55%で昨年度より減少したが、これは、新型コロナウイルス感染症対策における納税猶予制度の特例によるもので、今後、滞納につながることを注意されたい。なお、本年度導入したコンビニ納付は、期限内の納付に効果が出ていることから、引き続き利便性の向上に取り組まれない。

【教育委員会 学校教育課】

奨学金についての現年度分の収納率は80.6%で、前年度より大幅

に上昇している。一方で、現年度における収入未済額が 100 万円を超えており、時効を迎える案件が発生しないよう注意していただきたい。また、借入者本人の返済意識の向上を促すとともに、滞納者及び連帯保証人の納付意識の指導など、返済しているものと滞納者との不公平が生じないように努めていただきたい。なお、返済に関する相談記録の作成も検討されたい。

(3) 「監査を終わって」

新型コロナウイルス感染拡大に伴う 3 回目の緊急事態宣言により、東京オリンピック、パラリンピックは開催されたものの、三重とこわか国体、三重とこわか大会は開催直前に中止という結果になった。開催に向け長期間にわたり準備していただいたものであり、長引く感染症対策と重なり、観光や経済への影響は計り知れないものがある。

町においては、新型コロナワクチン接種を中心とした感染症対策を実施し、町民に安心して生活していただけるように努力している。また、経済対策においても国や三重県と連携し、観光業への支援を中心に、様々な対応策を講じており、関係者の皆様に感謝申し上げたい。

その様な中での事務の執行は困難を伴うものと思われるが、会計予算の執行状況の進捗に注意し、執行漏れのないように注意していただきたい。

税や公共料金等については、回収困難なものが多く残ってきている状況にあるが、収納率の向上及び滞納額の減少に向け納付相談や、催告等の取組みが伺えた。水道料金に加え、税、国保においてもコンビニ納付が導入され、住民への利便性とともに入納率の向上に効果が出ていることから、引き続き期待している。滞納者に対しては公平性の観点から、誓約書や分納などにより時効の中断に努めていただきたい。また、回収不能な債権の取扱いについては、該当部署間で協議し適正な取り扱いができるよう検討していただきたい。